

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	住宅政策課
委 託 業 務 名	令和 5 年度大津市マンション管理士派遣業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	市内マンション管理組合へのマンション管理士の派遣及び助言等
契 約 期 間	令和 5 年 6 月 6 日から 令和 6 年 2 月 2 9 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 6 月 6 日
契 約 金 額	1 回あたり 1 5, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市北小松 3 3 6 番地 〔名 称〕 一般社団法人滋賀県マンション管理士会 会長 森 治幸
契約相手方の 選 定 理 由	当該業者は、マンション管理士から構成される市内に所在する団体であり、大津市全域にわたってマンション管理士を派遣できる県内唯一の業者であることから、大津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 1 1 条に基づき、上記の業者に業務を委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。